

原子力規制委員会職員等からの通報等に係る有識者会合の開催について

平成30年9月18日

長官官房人事課長

- 1 原子力規制委員会職員等からの通報等の対応要領第15条において、長官官房人事課長は、通報対応の仕組みの運用状況について、職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行い、通報対応の仕組みを継続的に改善するように努めることとしている。また、平成30年5月16日の原子力規制委員会において、委員から、外部の有識者によるレビューを受けるようにとの指摘があった。
このため、原子力規制委員会が実施した通報等の対応の妥当正等について、人事課長に対して意見の具申又は勧告を行うことを目的とした、「原子力規制委員会職員等からの通報等に係る有識者会合」（以下、「有識者会合」という。）を開催する。
- 2 有識者会合の構成は次のとおりとする。
 - (1) 有識者会合の構成員は、長官官房人事課長がこれを委嘱する。
 - (2) 有識者会合の議長は、構成員の互選によってこれを定める。
 - (3) 有識者会合の構成員の任期は、委嘱の日から委嘱の日が属する年度の3月31日までとする。
- 3 連絡会の開催は次のとおりとする。
 - (1) 有識者会合は、原則年に1回以上開催し、人事課長が招集する。
 - (2) 有識者会合及び有識者会合資料は、原則として非公開とする。
 - (3) 緊急やむを得ない事情があり、有識者会合の開催が行えない場合には、議長は、会議に係る書類の回覧をもって、有識者会合に代えることができる。
- 4 構成員は、職務上知ることのできた秘密を、職務の遂行上直接関係を有する者以外の者に漏らしてはならない。
- 5 有識者会合の事務は、長官官房人事課において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、有識者会合の運営に関する事項その他必要な事項は、長官官房人事課長が定める。

以上